

宮城県国土利用計画(第六次)中間案への意見対応表

資料2

【中間案(本文)】

計画事項	整理番号	頁	意見区分	中間案・抜粋	意見要旨	修正(対応)案	修正等に係る考え方			
2 県土利用の現状と課題	1	4	DX	(2)ロ 30行目 「また、適切な県土利用・管理を推進するに当たっては、地理空間情報等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を活用するとともに、県土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより県土利用・管理の効率化・高度化を図ることが必要となる。」	全国計画に記載されているように、「デジタル技術の活用」とともに「オープンデータ」について記載してはどうか。	意見を受けて、以下のとおり修正します(下線部分を追加)。 →「また、適切な県土利用・管理を推進するに当たっては、(略) デジタル技術の開発、実装を推進することにより県土利用・管理の効率化・高度化を図ることが必要となる。 <u>その際、関係主体による情報のオープンデータ化を促進し、行政・民間・大学等のニーズを反映したデータ連携の仕組みを整備していくことが重要である。</u> 」	<修正等の理由> 全国計画の表記にあわせた内容で記載する。			
				2	4	DX	同上	国の方針もあり、ICTの利活用やデジタルに関する記載があるが、県において予算化されている等の具体的な動きがあるか、教えてほしい。	庁内各課へ照会した取組事例を【参考資料1】で紹介しします。	—
3 県土利用の基本方針	3	7	字句修正	(1)イ 14行目 ※抜粋 同様にP20「5 計画の実現に向けた措置」イ 36行目 「…優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し…」	原文では、「維持したい農地」と「維持する必要がある農地」とが存在するように読めるため、表現を修正してほしい。	意見を受けて、以下のとおり修正します。 →「… <u>農地をはじめとした</u> 優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、地域の合意形成に基づき、最小限の管理を導入する「国土の管理構想」の取組を進める。	<修正等の理由> 意見を反映する。			
				4	7 12	字句修正	(1)イ 22行目 (3)イ 10行目 同様にP23「5 計画の実現に向けた措置」ニ 16行目 「… <u>アグリテック</u> …」	アグリテック→スマート農業に名称を修正してはどうか。	意見のとおり、修正します。 →「… <u>アグリテックス</u> スマート農業…」	<修正等の理由> 意見を反映する。 ※全国計画でも「スマート農業」を使用している。
				5	7 11	字句修正	(1)ロ 38行目 (2)ニ 26行目 「… <u>リアス式海岸</u> …」	リアス式海岸→リアス海岸 名称を修正してはどうか。	意見のとおり、修正します。 →「… <u>リアス式</u> 海岸…」	<修正等の理由> 意見を反映する。 ※国土地理院でも「リアス海岸」を使用している。
4 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	6	17 19	字句修正	(2)ニ(イ) 24行目 (ハ) 31行目 「… <u>三陸縦貫自動車道</u> …」	三陸縦貫自動車道→三陸沿岸道路 ではないか、確認願う。	意見を受けて、修正します。 →「… <u>三陸縦貫自動車道</u> 三陸沿岸道路…」	<修正等の理由> 意見を反映する。 ※「宮城の道づくり基本計画」において「三陸沿岸道路」を使用している。			
				7	18	時点修正	(2)(イ) 9行目 「また、令和元年東日本台風により被害を受けた鉄道の復旧を進め、住み続けられるまちづくりに向けた適切なインフラ整備に取り組み、震災復興で沿岸部に造成された工業用地等への企業誘致を進め、就業機会の確保を図る。」	鉄道の復旧が完了したため「令和元年東日本台風により被害を受けた鉄道の復旧を進め、」を削除してほしい。	意見を受けて、以下のとおり修正します。 →「また、 <u>令和元年東日本台風により被害を受けた鉄道の復旧を進め</u> 、住み続けられるまちづくりに向けた適切なインフラ整備に取り組み、震災復興で沿岸部に造成された工業用地等への企業誘致を進め、就業機会の確保を図る。」	<修正等の理由> 意見を反映する。
5 計画の実現に向けた措置	8	23	字句修正	ニ 22行目 「森林の持つ県土保全機能等の向上を図るため、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐等の森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、資源情報管理にGISを活用するとともに、クラウド化するなど、森林管理等の効率化を図る。」	中間案では、市町村からの意見にあるデジタル技術については追記されているが、「流域を基本的な単位とし」が削除されている。当該部分を削除した理由があれば教えてほしい。	意見のとおり、削除せず、元に戻します。 →「森林の持つ県土保全機能等の向上を図るため、 <u>流域を基本的な単位とし</u> 、地域特性に応じて…」	<修正等の理由> 意見を反映する。			

宮城県国土利用計画(第六次)中間案への意見対応表

資料2

【用語解説】

計画事項	整理番号	頁	意見区分	中間案・抜粋	意見要旨	修正(対応)案	修正等に係る考え方
用語解説	1	28	字句修正	環境保全型農業(かんきょうほぜんがたのうぎょう)	「環境保全型農業」の定義と、「環境保全型農業直接支払交付金」の説明が混同されているため修正してほしい。	意見のとおり、修正します。なお、「環境保全型農業」の説明のみ記載することとします。  →農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業生産活動を行うものこと。化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組を基礎としており、現在は主に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)」第3条第3項に規定する「自然環境の保全に資する農業の生産方式として農林水産省令で定めるものを導入した農業生産活動の実施を推進する事業」を指す。	<修正等の理由> 意見を反映する。
	2	31	字句修正	国土強靱化(こくどきょうじんか)	国で定める国土強靱化基本計画に合わせた表現に修正してほしい。	意見のとおり、修正します。 ※抜粋  →国の国土強靱化基本法の計画に定められている基本理念目標は、①人命の保護が最大限図られること、②国家・及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興とされている。	<修正等の理由> 意見を反映する。
	3	33	時点修正	ジオパーク(じおぱーく)	本県の日本ジオパークは「三陸ジオパーク」「栗駒山麓ジオパーク」の計2か所とあるが、2025年(令和7年)1月27日開催の第53回日本ジオパーク委員会にて認定されたため、「蔵王ジオパーク」(蔵王町)を加えた計3か所が正しい。	意見のとおり、修正します。 ※抜粋  →本県では「三陸ジオパーク」(青森、岩手、宮城3県にまたがる地域であり、本県では気仙沼市が該当)と、「栗駒山麓ジオパーク」(栗原市)、「蔵王ジオパーク」(蔵王町)の23か所が日本ジオパークの認定を受けている。	<修正等の理由> 意見を反映する。
	4	43	字句修正	みなし仮設住宅(みなしかせつじゅうたく)	みなし仮設住宅の解説には不要ではないか。後段「現在は、～するのが一般的。」を削除してはどうか。	意見のとおり、修正します。  東日本大震災発生直後に、災害救助法(昭和22年法律第118号)に規定する「応急仮設住宅」の一種として、民間賃貸住宅を借り上げて供与したものと、及び他の災害発生時にこれと同様の方法により供与した仮設住宅のこと。現在は、新たに建設して供与する応急仮設住宅を「応急建設住宅」、賃貸住宅の居室を借り上げて供与する応急仮設住宅を「応急借上げ住宅」と呼称するのが一般的。	<修正等の理由> 意見を反映する。

【パブリックコメント】

意見はありませんでした。

実施期間: 令和7年8月22日から令和7年9月22日まで(32日間)

実施方法: インターネット及び書面(県政情報センター、各地方振興事務所県政情報コーナーほかに配架)